

## 大阪広域環境施設組合内部統制指針

制 定 平27. 7. 1

改 正 令元. 10. 1

### (目的)

第1条 この指針は、大阪広域環境施設組合内部統制基本規則（平成27年規則第79号。以下「規則」という。）第4条第3項の規定に基づき、本組合における内部統制の整備及び運用を図るために遵守すべき事項等について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この指針における用語の意義は、規則の例による。

### (業務執行上のリスクの把握)

第3条 分任内部統制責任者は、自らが所管する業務の業務執行上のリスクを把握し、その結果を内部統制責任者に報告しなければならない。

2 内部統制責任者は、前項の規定による報告の内容を踏まえ、全組合組織的な観点でリスク把握を行わなければならない。

### (内部統制の自己点検)

第4条 分任内部統制責任者は、前条第1項の規定により把握したリスクに係る内部統制の整備及び運用状況の自己点検（以下「内部統制の自己点検」という。）を実施し、その結果を内部統制責任者に報告しなければならない。

2 内部統制責任者は、前項の規定による報告の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、分任内部統制責任者に改善の検討依頼を行わなければならない。

3 前項の場合において、分任内部統制責任者は、改善検討を行うとともに、検討結果を内部統制責任者に報告しなければならない。

### (内部統制のモニタリング)

第5条 分任内部統制責任者は、前条第3項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認める場合は、運用状況の有効性に関する客観的な点検（以下「内部統制のモニタリング」という。）を実施し、その結果を内部統制責任者に報告しなければならない。

2 前項の場合において、内部統制責任者は、必要があると認めるときは、分任内部統制責任者と連携してモニタリングを行うものとする。

### (改善指導等)

第6条 内部統制責任者は、前条第2項の規定による内部統制のモニタリングの結果を踏まえ、必要があると認めるときは、分任内部統制責任者に対し改善指導を行わなければならない。

2 前項の場合において、分任内部統制責任者は改善措置を実施するとともに、改善状況を内部統制責任者に報告しなければならない。

### (最高責任者への報告)

第8条 内部統制責任者は、年1回、第4条から前条までの取組みの結果をとりまとめて最高責任者及び副最高責任者に報告しなければならない。

(施行の細目)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この指針は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和元年10月1日から施行する。